

令和7年度ベビーシッター利用支援事業(待機児童支援)利用者補助について

1 交通費補助

対象者：利用者全員

補助上限額：児童一人当たり月額 20,000 円（上限）

※ 実際に事業者を支払った交通費の額が補助額になります。

2 利用料補助

対象者：住民税課税世帯かつ、対象のお子さんが0～2歳児の利用者

※ 住民税課税世帯かつ、対象のお子さんが0～2歳児クラスの**第一子**の場合、補助が可能となるのが、**令和7年9月利用分以降**となります。**令和7年8月利用分以前は対象外**です。

補助額：1時間当たり 150 円

補助上限額：①保育標準認定の方は、 33,000 円（月上限）

②保育短時間認定の方は、24,000 円（月上限）

なお、3～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯で0～2歳児クラスのお子さんは、上記とは別に保育料が対象となる補助制度（「施設等利用費」）があります。（ベビーシッターの利用前に「子育てのための施設等利用給付認定」が必要です。）詳細については、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

3 令和7年度の補助金交付スケジュール

支払回	対象月	申請受付締切日	振込予定時期
第1回	令和7年4月分から6月分まで	令和7年7月15日（火）	令和7年8月末
第2回	令和7年7月分から9月分まで	令和7年10月15日（水）	令和7年11月末
第3回	令和7年10月分から12月分まで	令和8年1月15日（木）	令和8年2月末
第4回	令和8年1月分から3月分まで	令和8年4月15日（水） （最終締切）	令和8年5月末

※ 申請は3か月ごとが原則ですが、年度内であれば**対象月以前の分**と合わせて提出することが可能です。

※ 令和7年度利用分については、**令和8年4月15日（水）（消印有効）が最終期限**です。

4 提出書類

(1) 交付申請書兼同意書（様式第1号）

(2) 交付請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）

(3) 領収書等、交通費・利用料を支払ったことを証明する書類

（ただし、利用日ごとの支払金額の内訳が確認できること）

※ 下記提出先へ郵送または、窓口（本庁舎中央館3階）にお持ちください。

※ 提出書類については、足立区ホームページからダウンロードできます。

【お問い合わせ・必要書類の提出先】

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階

幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703